給与支払報告書(個人別明細書)の作成について（記載例）

※給与支払報告書（個人別明細書）の作成につきましては、本状の記載例のほか、国税庁ホームページに掲載の「令和７年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」も併せてご確認ください。

※令和７年度税制改正により、所得税の「基礎控除」等についての見直しが行われました。基礎控除額の改正等について詳しくは国税庁HPをご確認ください。

基礎控除　　法定調書作成・提出の手引

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）（市町村提出用）

※種別　※整理番号　※

❶ 支払を受ける者　住所：浦添市安波茶〇丁目△△番□□号（那覇市泉崎●丁目▲番■号）　※区分

（受給者番号）

（個人番号）1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

（役職名）

氏名（フリガナ）ウラソエ タロウ　浦添 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	❷ 円	円	円	内 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	扶養親族等の数（配偶者を除く） 特定	老人	その他	⑬特親	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く） 特別	その他	非居住者である親族の数
有	従有	❸	円	人	従人 内 人	従人 人	従人 人	従人 人	人	人	❹ 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑭ 千 円	内 千 円	千 円	千 円	❺ 千 円

（摘要）❿
(1)浦添 正（非居住者）
(2)浦添 五郎（年少） H27.1.3 〇〇市△△町１－１－１

前職：有限会社おきなわ 令和7年3月31日退職
支払金額 910,000円 社会保険料65,000円 源泉税額9,000円
C．令和8年3月31日退職予定

❻ 生命保険料の金額の内訳：新生命保険料の金額 円　旧生命保険料の金額 円　介護医療保険料の金額 円　新個人年金保険料の金額 円　旧個人年金保険料の金額 円

住宅借入金等特別控除の額の内訳：住宅借入金等特別控除適用数　居住開始年月日（1回目） 年 月 日　住宅借入金等特別控除区分（1回目）　住宅借入金等年末残高（1回目） 円
住宅借入金等特別控除可能額 円　居住開始年月日（2回目） 年 月 日　住宅借入金等特別控除区分（2回目）　住宅借入金等年末残高（2回目） 円

源泉・特別控除対象配偶者：（フリガナ）ウラソエ ハナコ　氏名 浦添 花子　区分　個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
配偶者の合計所得 ❼ 円　国民年金保険料等の金額　基礎控除の額　円　旧長期損害保険料の金額　所得金額調整控除額　円

❽ 控除対象扶養親族等
1 （フリガナ）ウラソエ ハルコ　氏名 浦添 春子　個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
2 （フリガナ）ウラソエ イチロウ　氏名 浦添 一郎　個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
3 （フリガナ）ウラソエ ジロウ　氏名 浦添 次郎　個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
4 （フリガナ）ウラソエ アキコ　氏名 浦添 秋子　個人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

❾ 16歳未満の扶養親族
1 （フリガナ）ウラソエ サブロウ　氏名 浦添 三郎　個人番号 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
2 （フリガナ）ウラソエ ナツコ　氏名 浦添 夏子　個人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
3 （フリガナ）ウラソエ フユコ　氏名 浦添 冬子　個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
4 （フリガナ）ウラソエ シロウ　氏名 浦添 四郎　個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
❿ (1) 456789012345
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
(2) 678901234567

未成年者　外国人　死亡退職　災害者　乙欄　本人が障害者 特別 その他　寡婦　ひとり親　勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
	○	4	4	1	昭和	35	2	3

支払者　個人番号又は法人番号 ⓫ 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7　<右詰で記載してください。>
住所（居所）又は所在地：浦添市安波茶1丁目1番1号
氏名又は名称：浦添商事 株式会社　押印不要
（電話） 098-876-1234

※❽特定親族特別控除の額の区分　特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住所）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額	特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住所）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下				

給与支払報告書（個人別明細書）記載要領

❶	支払を受ける者	**・住所** 令和８年１月１日現在（中途退職者は退職時）の住所を記載します。 **※１月１日の実際の住所が住民登録のある住所と異なる場合は、実際の住所の下に住民登録地の住所を（）書きしてください。１月１日時点で浦添市に住民登録がない方は提出不要です。** ※令和７年中の退職者については、支払額が３０万円を超える方は退職時の住所地の市区町村に提出が義務付けられています。３０万円以下の方につきましては省略することができますが、適正課税のため提出にご協力をお願いします。 **・個人番号** 受給者のマイナンバーを記載してください。
❷	支払金額	令和７年中に支払った給与等の金額を記載します。中途就職者で前職分の支払金額も含めて年末調整をした場合は、前職分の金額も合算して記載してください。
❸	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除の額または配偶者特別控除の額を記載します。
❹	非居住者である親族の数	配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族または特定親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その人数を記載してください。
❺	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額を記載してください。当該控除額が算出所得税額を超える場合には、算出税額を限度に記載します。
❻	住宅借入金等特別控除の額の内訳	**・住宅借入金等特別控除適用数** 控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載してください。 **・住宅借入金等特別控除可能額** 控除額が算出所得税額を超えるため、控除しきれない控除額がある場合に記載してください。 **・居住開始年月日（１回目、２回目）** 居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載してください。 **・住宅借入金等特別控除区分（１回目、２回目）** 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・住（特家）/認・認（特家）/増・震・震（特家）」を記載してください。また、当該控除の対象が特定取得に該当する場合は「（特）」、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含む）は「（特特）」、特例特別特例取得に該当する場合には「（特特特）」と併記してください。 **・住宅借入金等年末残高（１回目、２回目）** ２以上の控除の適用がある場合又は特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
❼	配偶者の合計所得	「控除対象配偶者」または「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の令和７年中（R7.1.1～12.31）の合計所得金額を記載してください。
❽	(源泉・特別)控除対象配偶者 控除対象扶養親族 **特定親族**	「控除対象配偶者」または「配偶者特別控除の対象となる配偶者」、「扶養控除の対象となる扶養親族」または「特定親族」の氏名・フリガナおよび**個人番号（マイナンバー）**を記載してください。 また、当該配偶者及び扶養親族等が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に〇を付してください。 ●控除対象扶養親族の分類 控除対象扶養親族の分類記載方法 非居住者（30歳未満又は70歳以上）「01」 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）「02」 非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）「03」 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）「04」 ※特定親族特別控除についてはの左下の表を確認してください。 **個人番号（マイナンバー）について、漏れのないよう記載徹底をお願いします。**
❾	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナおよびマイナンバーを記載してください。また、当該扶養親族が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に〇を付してください。
❿	５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	５人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「（摘要）」欄において氏名の前に記載した（）書きの数字を付し、「（摘要）」欄に記載した氏名との対応関係がわかるようにしてください。
⓫	支払者の個人番号または法人番号	支払者が、法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合はマイナンバーを右詰で記載してください。
⓬	摘要	■❽・❾の欄に入りきらない５人目以降の扶養親族の氏名を記載します。 この場合、氏名の前には（）書きの数字を付し、❿・⓫の欄に記載するマイナンバーとの対応関係がわかるようにしてください。 摘要欄に記載される扶養親族が次に該当する場合は、それぞれ次の内容を記載してください。 ・16歳未満の扶養親族→（年少） ・16歳未満の国内に住所を有しない扶養親族→（非居住者） ・非居住者の扶養親族→❽参照し対応する数字を（）書きで記載 **受給者と扶養親族等の住所が異なる場合は、扶養親族等の所在地、生年月日を記載してください。** ■中途就職者で前職場給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の給与支払金額・社会保険料・源泉徴収税額、前職場の名称・住所・退職年月日を記載してください。 ※**令和8年度市・県民税を特別徴収できない場合は、普通徴収申請書（兼仕切書）の普通徴収となる理由に該当する略号(a～f)を記載してください。略号の記載がない場合は特別徴収となります。**
⓭	特親欄	「特親」欄には、特定親族特別控除の対象となる方の人数を記入してください。 ※「特定親族」とは、受給者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの間に生まれた人）の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下である人をいいます。 **※親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族には該当せず特定親族特別控除の対象とはなりませんが、特定扶養親族として扶養控除の対象となります。その場合は「特定」の欄にご記入ください。**
⓮	特定親族特別控除の額	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて計算された特定親族特別控除の額を記載してください。※❽左記の区分表参照。